

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書」発行依頼要領

《チェック！》発行をご依頼される前に、ご確認をお願いします。

この記入要領は、「節水大便器」「節水小便器」「温水洗浄便座」にかかわる証明書に関するものです。

証明書は、原則として日本レストルーム工業会のホームページに掲載している対象製品品番に関して発行します。

証明書の発行には、返信用封筒ならびに返信用の切手（280円分）を申し受けます。

ご記入いただいた個人情報は、当工業会にて適切に管理し、当該証明書の発行に関する業務以外には使用いたしません。

1. 記入上の注意点

- ・記入要領をご確認の上でもれなくご記入ください。未記入の項目があった場合、依頼書を再提出いただく場合があります。
- ・設置予定の製品の「製品品番」がわからない場合は、工事を担当する設備店様等へご確認ください。

2. 発行依頼要領

- ・必要事項を全て記入した発行依頼書を、一般社団法人 日本レストルーム工業会 へ郵送してください。

※郵送以外受付できませんのでご注意ください。

- ・ご依頼時には次のものを必ず同封してください。同封もれがあると発行できません。

①所定の発行依頼書（日本レストルーム工業会のホームページからダウンロードできます）

②返信用封筒（送付先の宛名を明記し、郵便切手280円分を貼付けたもの）

※証明書は「特定記録郵便」にて発送します。

＜同封いただくもの＞

①発行依頼書 <u>全項目を記入</u>	②返信用封筒 280円 切手 貼付 ・郵便番号 ・住所 ・宛名 を記入したもの
------------------------------------	---

＜「証明書の発行依頼書」送付先＞

〒461-0002 愛知県名古屋市東区代官町39-18 日本陶磁器センタービル2F

一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口

3. 証明書の発行

- ・依頼書を受理後、記載内容に不備がなければ、概ね1ヶ月以内に発行します。
- ・書類は同封いただいた返信用封筒に記載の住所宛てに送付します。

【依頼書の記入要領】

一般社団法人 日本レストルーム工業会 証明書発行窓口 行き

「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に 係る生産性向上要件証明書」 発行依頼書

当該設備の概要	減価償却資産の種類	建物附属設備	設置予定の製品品番を記入してください。 製品品番がわからない場合は、工事を担当する設備店様などにご確認ください。
	設備の種類又は細目	衛生設備	
	設備の名称	節水大便器/節水小便器/温水洗浄便座	
	製品品番	*****	
	会社名・事業所名	〇〇〇〇株式会社 △△△事業所	

【ご依頼担当者】

記入日	西暦 ****年 **月 **日	当該依頼書の記入日を記入ください。	
連絡先	会社名		〇〇〇〇株式会社
	所属		××××部 ****課
	担当者名		中小 太郎
	電話番号		***-***-****

当該依頼書に関する確認が可能なご連絡先を記入ください。

【対象製品】

メーカー名	****社製	設置予定の製品に関する「メーカー名」「製品品番」「設置予定年・月」を記入ください。
製品品番※	*****	
取得等の年月(予定)	西暦 ****年 **月 **日	

※「当該設備の概要」欄の「製品品番」と同じものをご記入下さい。

当該依頼書を郵送する前に、各項目が満たされているかご確認の上で、チェック欄にチェックください。

【ご依頼前のチェックリスト】

項目	チェック欄
対象製品の「製品品番」が、日本レストルーム工業会ホームページの製品リストに掲載されていることをご確認ください。記載のないものは原則として対象となりません。	✓
送付先の郵便番号・住所・宛名が記入された返信用封筒が同封されていることをご確認ください。	✓
返信用封筒には必要な返信用切手(280円分*)が貼付されていることをご確認ください。 *特定記録郵便で発送しますので、120円+160円となります。	✓

【ご注意】

- 本依頼書により申請を受けてから、証明書がお手元に届くまで、1ヶ月ほど要しますので、予めご了承下さい。
- 本依頼書に応じて工業会が発行する証明書は、中小企業等経営強化法に基づく経営力向上設備等又は生産性向上特別措置法に基づく先端設備等であって、中小企業経営強化税制及び地方税法附則第15条43項及び47項に規定される固定資産税の課税標準の特別措置の対象設備の要件のうち、生産性向上に係る要件(「一定期間内に販売」、「生産性向上」の要件)を満たしていることを証明するものです。
これら税制措置の適用を受けるためには、さらに、中小企業等経営強化法又は生産性向上特別措置法案の計画認定を受けること、当該設備の価額が最低取得価額以上であること、適用期間中に取得すること等の要件を満たす必要があります。詳細は中小企業庁のホームページをご参照ください。